

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市いじめ問題調査委員会		
開催日時	令和8（2026）年8月21日（金） 午前9時55分から午前10時20分まで		
開催場所	みよし市役所5階 特別会議室		
出席者	【委員】 樋口義治委員（委員長）、高橋靖子委員（委員長職務代理者）、中村有里委員、中村裕介委員、水谷大太郎委員 【事務局】 近藤総務部次長兼総務課長、小野田総務課専任副主幹、一丸総務課主任主査 【説明のために出席した者】 鈴木教育部副参事		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	総務部総務課 小野田、一丸 電話 0561-32-8000（直通） メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	議題（2）は、みよし市情報公開条例第7条1号に規定する情報を含むことから非公開だったため
審議経過	○総務課長；ただ今から、令和8度第1回みよし市いじめ問題調査委員会を開催します。 本日の会議は、みよし市情報公開条例第7条第2号の規定により、議題（2）のみを非公開とし、それ以外は公開することとします。会議開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する方はいませんでしたので、報告をいたします。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様には、昨年度、委嘱状を交付させていただき、本年度が2年目となります。1年間よろしくお願いいたします。 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 お手元の資料の1ページをご覧ください。 （職員自己紹介） ○総務課長；なお、総務部長の城は、他の業務のため本日は、欠席させていただいております。また、本日は、説明者として、教育委員会 鈴木副参事に出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは、はじめに、樋口委員長から御挨拶をいただきたいと思います。 （樋口委員長あいさつ） ○総務課長；それでは、これより議題に入りたいと思います。 みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例の規定により、委員長が議長となることとなっておりますので、これより先、会議の取回しを委員長にお願いします。		

○樋口委員長；それでは、議題１点目の「みよし市いじめ問題調査委員会について」、事務局から説明をお願いします。

○総務課副主幹；みよし市いじめ問題調査委員会の概要について説明させていただきます。資料２ページをご覧ください。

１の設置の経緯としまして、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成２５年９月にいじめ防止対策推進法が施行されました。この法律の施行を受けまして、みよし市では、平成２７年４月にみよし市いじめ防止基本方針を定め、また、みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会の条例を制定し、(１)の教育委員会所管のみよし市いじめ問題対策委員会、(２)の市長が所管するみよし市いじめ問題調査委員会の２つの委員会を設置しました。

次に、２の所掌事務につきまして、３ページを御覧ください。左側のいじめ問題対策委員会は、教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議を行います。また、いじめ防止対策推進法第２４条又は第２８条第１項に規定する調査を行います。続いて、右側のいじめ問題調査委員会は、市長の附属機関として、法第３０条第２項に規定する再調査を行います。再調査を行う必要があると考えられる場合としましては、①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、②いじめを受けた児童生徒及びその保護者と事前に確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合、③教育委員会の対応について十分な調査が尽くされていない場合、④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合、⑤いじめを受けた児童生徒及びその保護者が望む場合となっています。

次に、２ページに戻っていただきまして、３の委員会の構成につきまして、(１)委員の数は、５人以内とし、(２)委員の選任としまして、委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者から選任することとされています。(３)委員の任期は２年で、再任も可能です。(４)委員の身分は、市の非常勤の特別職となります。

４の会議の運営につきまして、(１)会議の招集は、委員長が招集します。(２)会議の議長は、委員長が議長となります。(３)会議の成立は、委員長及び委員の半数以上の出席を要する、とされていますので、委員長と委員２名以上の出席が必要となります。(４)議事の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決することとされています。

以上で、説明とさせていただきます。

○樋口委員長；ただ今、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○樋口委員長；確認ですが、いじめ問題調査委員会が再調査をすることとなっていますが、再調査を行う判断は市長が行うと考えてよいのか。

○総務課副主幹；はい。結構です。

○樋口委員長；資料１９ページの重大事態対応フロー図の「総合教育会議」について、保護者などから申し出があったときに、最終判断は市長が行うが、この会議で市長と教育委員会が当該事案について検討するということか。

○総務課副主幹；そうです。

○樋口委員長；いじめ問題対策委員会の結果について、例えば、どこからかクレームがついたときに、市長が総合教育会議を招集し、そこで検討をして、最終的

には市長が判断され、この委員会の案件になるということですね。

○総務課副主幹；はい。そうです。

○樋口委員長；他に何かございますか。

それでは、議題 1 点目については、これで終了することとします。

次に、議題 2 点目の「みよし市のいじめの状況について」、説明をお願いします。

【非公開のため要約】

○みよし市のいじめの状況について、説明を行った。

○委員から説明者に対し、質疑を行った。

○樋口委員長；それでは、議題 2 点目については、これで終了することとします。

次に、議題 3 点目の「みよし市いじめ防止基本方針について」、説明をお願いします。

○教育部副参事；7 ページからが「みよし市いじめ防止基本方針」になっています。こちらは、毎年、見直しを図っています。なお、各学校についても学校いじめ防止基本方針について、毎年、見直しを図っていくことになっています。特に強調したいところが、11 ページの警察との連携の部分とか、16 ページの下線の部分とか、こうしたことについて強調してあります。昨年度から大きな改訂は行っていないませんが、この方針に基づいていじめへの対応をしているところです。

説明は以上です。

○樋口委員長；何かご質問はございますか。

○樋口委員長；令和 7 年度については重大事案はないということですが、過去にはどれくらいあったのですか。

○教育部副参事；過去には数件ありました。

○樋口委員長；それは、結果的にはどうなったのですか。

○教育部副参事；結果的には、校内に調査委員会を設置して、その調査委員会の結果をもとに、保護者にも処理の報告をして終わっています。

○樋口委員長；そこで特に問題が起きたということはないですか。

○教育部副参事；特にはありません。第三者委員会を立ち上げたこともまだありません。

○樋口委員長；それでは、議題 3 点目については、これで終了させていただきます。その他、事務局から何かありますか。

○総務課課長；特にありません。

○樋口委員長；それでは、これを持ちまして、令和 8 年度第 1 回みよしいじめ問題調査委員会を終了します。

	○総務課長；ありがとうございました。次回の委員会につきましては、市長から諮問などの案件がありましたら、開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 委員の皆様、本日は、お忙しい中ありがとうございました。
--	---